

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

(地方公共団体)

令和3年11月9日

財務省理財局

<目 次>

1. 機関の概要等

～地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方～

2. 令和4年度要求の概要

3. 編成上の論点 **防災・減災・国土強靱化等に資する 事業への配分について**

1. 機関の概要等

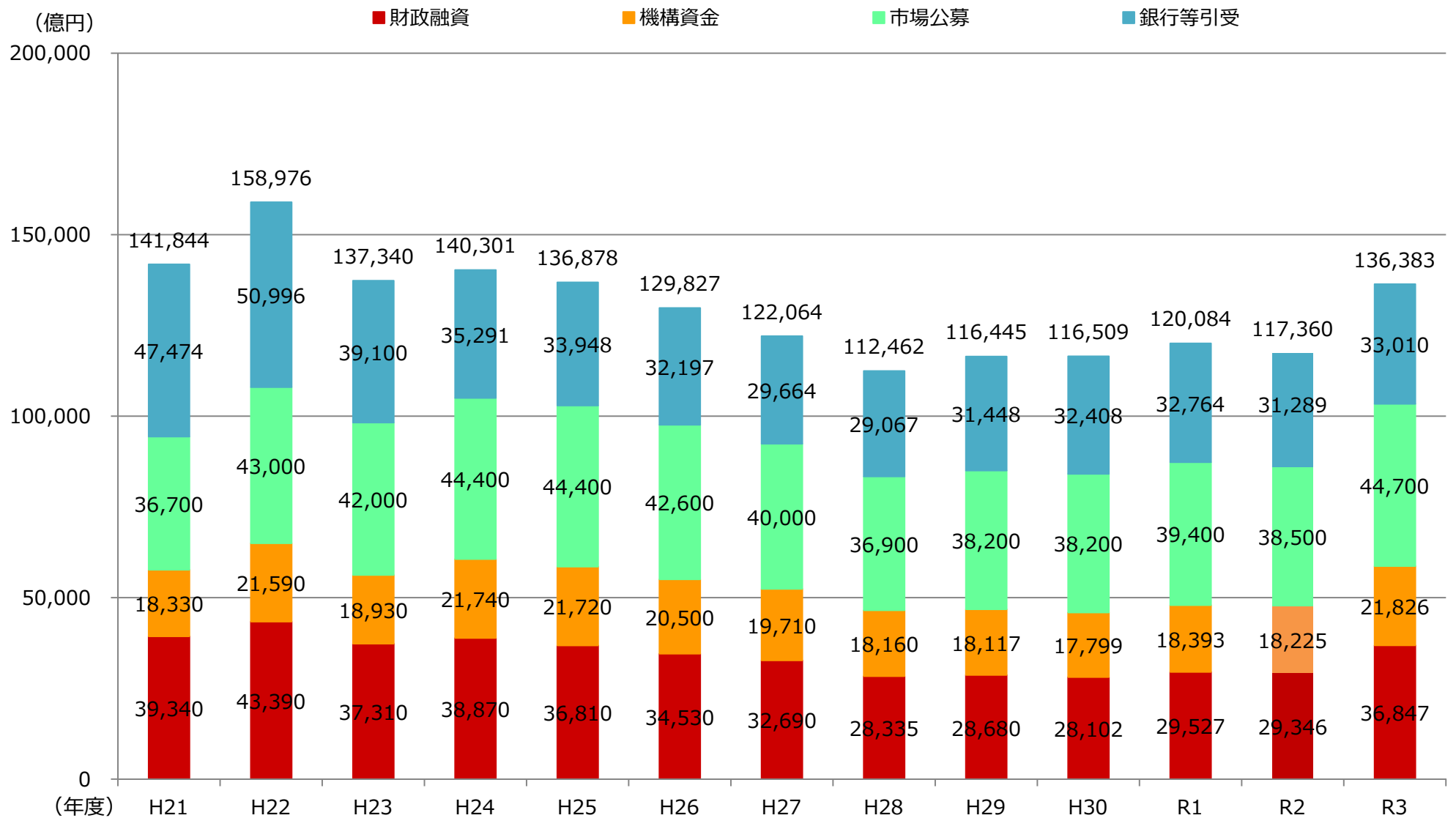
～地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方～

2. 令和4年度要求の概要

3. 編成上の論点

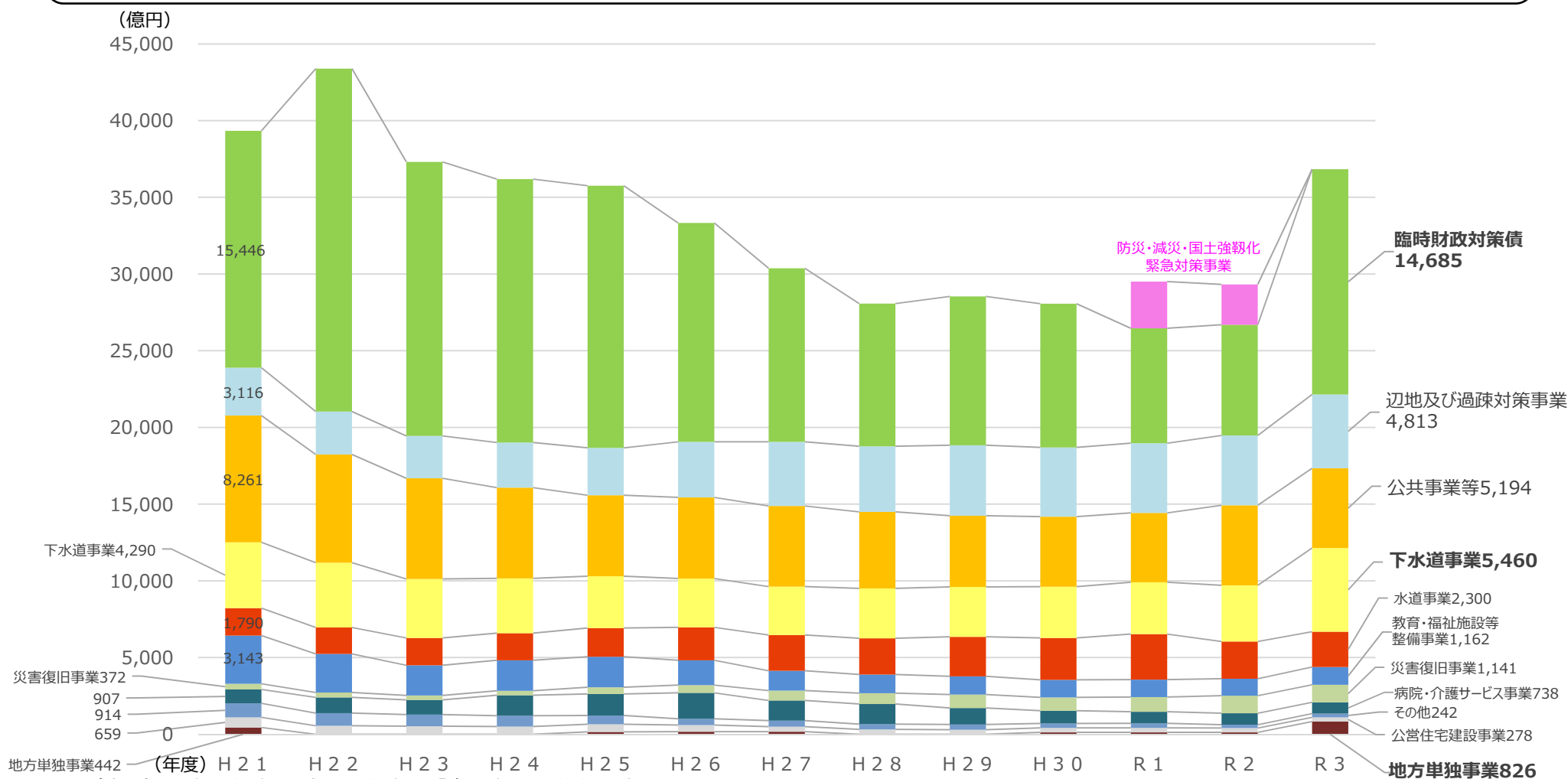
防災・減災・国土強靱化等に資する
事業への配分について

1-1 地方債計画額（当初）の推移（資金別）



1-2 地方向け財政融資資金の事業別貸付額の推移

○ 財政融資資金の規模は、近年、減少傾向にあったところ、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症による地方財政への影響を踏まえ、臨時財政対策債が大幅に増加したほか、防災・減災、国土強靱化に資する事業への配分を重点化したことにより増加。



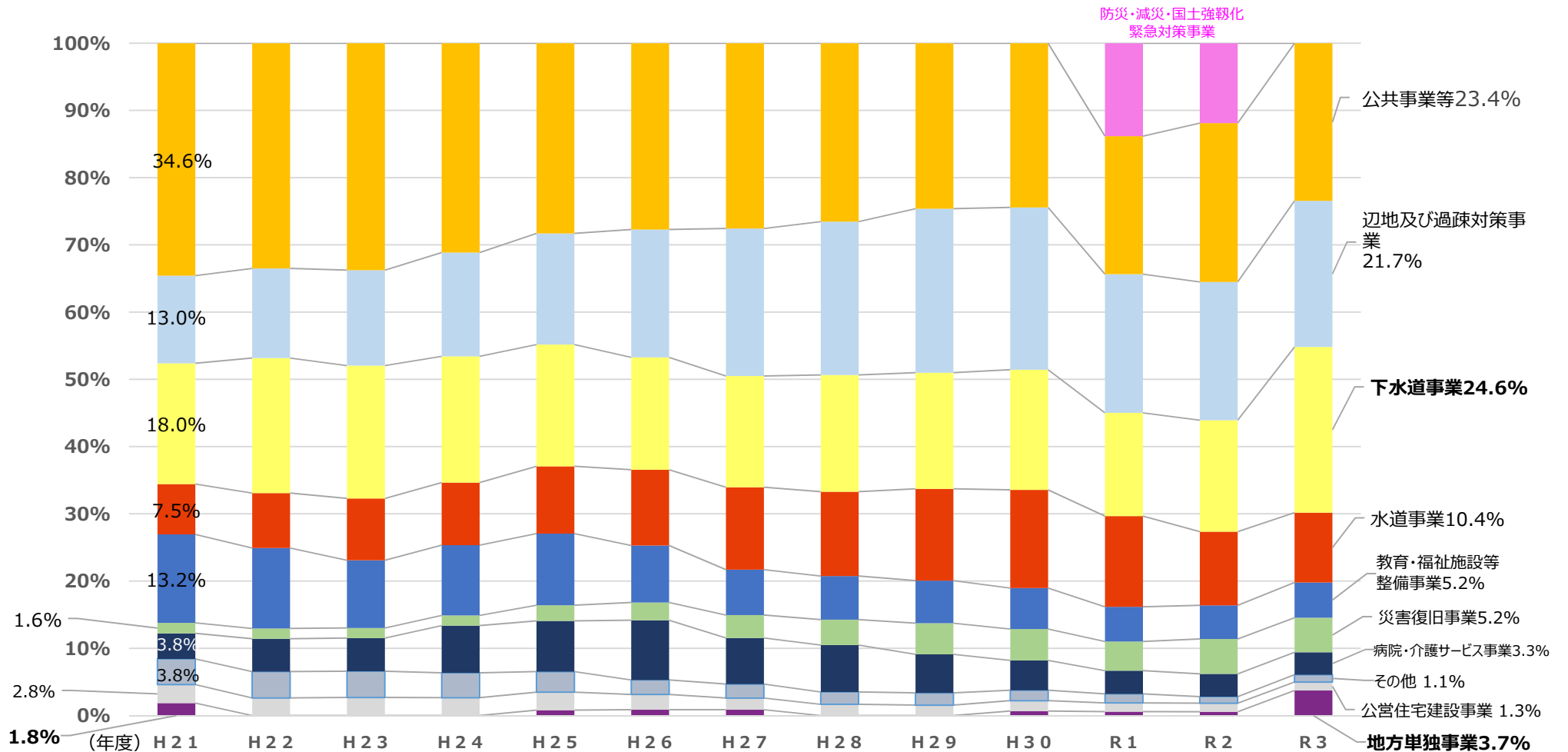
(注1) 平成24年度から令和3年度は、「東日本大震災分」を除く。

(注2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく事業の初年度分(令和3年度分)については、令和2年度補正予算(第3号)において措置。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

1-3 地方向け財政融資資金の事業別貸付割合の推移

○ 防災・減災、国土強靱化に資する事業への配分を重点化したことにより、下水道事業や地方単独事業（令和3年度より緊急自然災害防止対策事業債の引受を開始）が増加傾向。



(注1) 臨時財政対策債を除く。

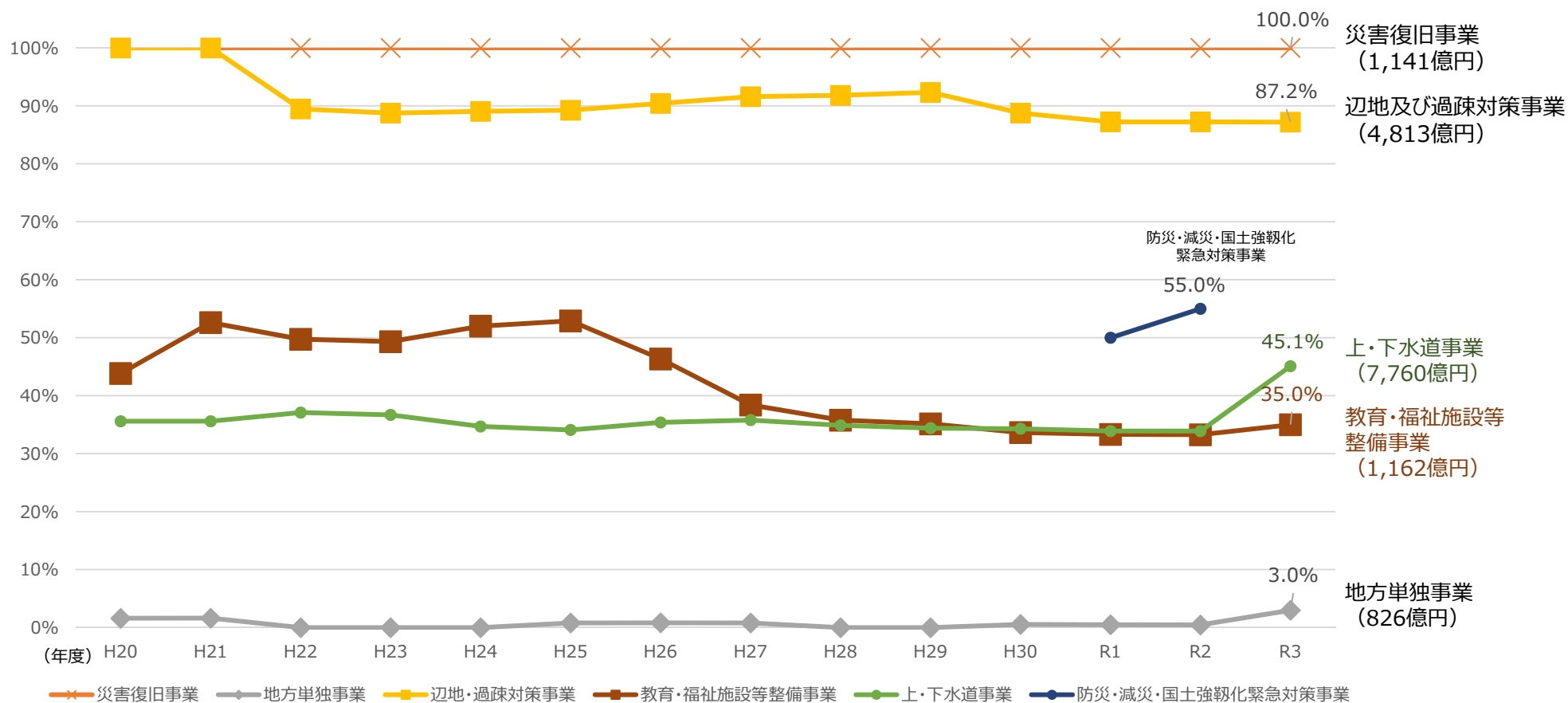
(注2) 平成24年度から令和3年度は、「東日本大震災分」を除く。

(注3) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく事業の初年度分（令和3年度分）については、令和2年度補正予算（第3号）において措置。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

1-4 事業区分ごとの地方向け財政融資資金の事業内シェアの推移

- 財政融資資金は、災害復旧事業や辺地及び過疎対策の大半を引き受けている。
- 防災・減災、国土強靱化に資する事業へ積極的に配分し、下水道事業や地方単独事業が増加傾向。



(注1) () 内の数字は、令和3年度当初計画額。「東日本大震災分」を除く。

(注2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく事業の初年度分（令和3年度分）については、令和2年度補正予算（第3号）において措置。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

1-5 地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方

- 財政融資資金は、段階的に縮減することとされているが、地方公共団体の課題やニーズを踏まえ、引き続き、災害復旧など国が責任を持って対応すべき分野に積極的に対応するとともに、国の政策と密接な関係のある分野にも対応していくべきではないか。
- 令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症による地方財政への影響を踏まえつつ、引き続き、民間等資金の補完としての役割を果たしていくべきではないか。
- 引き続き、実地監査や財務状況把握により、財政融資資金の償還確実性を確認するとともに、地方公共団体に対して、財務健全化や課題解決に向けた取組を支援する役割を積極的に果たすこととしてはどうか。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」 (平成18年法律第47号) (抄)

(財政融資資金特別会計に係る見直し)

第38条 財政融資資金特別会計においてその運用に関する歳入歳出を経理される財政融資資金については、その規模を将来において適切に縮減されたものとするため、同特別会計の負担において発行される公債の発行額を着実に縮減するとともに、その償還の計画を作成するものとする。

- 2 財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けについては、第7条第1項の移行の状況を見極めつつ、段階的に縮減するものとする。
※第7条第1項…公営企業金融公庫

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」 (平成26年6月 財政投融资分科会)

財政融資資金は、民間等資金を補完するものとの位置付けを前提として、地方公共団体が行う事業のうち、

- ① 国が責任を持って対応すべき分野 (一般会計債の災害復旧等) に対して、引き続き積極的に対応していく。
- ② 更に、国の政策と密接な関係のある分野 (国庫補助負担事業 [一般会計債の学校教育施設等、公営企業債の下水道等]) に対して、引き続き対応していく。
- ③ 他方、その他の分野 (地方単独事業 [一般会計債の公共用地先行取得等、公営企業債の電気・ガス等] 等) については、国として関与する政策的必要性が低いことから、引き続き抑制していく。ただし、地方単独事業であっても、国が法令により実施や方法を義務付けている事業等については対応を検討する。

その際、一般会計債については、地方財政計画を通じて、将来の国民全体に負担が及ぶこと (交付税による国の財政負担) を踏まえ、柔軟に対応する。

(参考) 監査を通じたアドバイス事例

○ 令和2年度のセミナー開催実績

①徳島県と四国財務局共催の「徳島県水道セミナー」の開催

課題等：徳島県では県内全市町村参加の「水道広域連携検討会」を設置し、広域化・共同化に向けた意識醸成等を実施中。四国財務局は講師を紹介し、Web会議システムを活用したセミナー開催を支援。(R3.3.19)

講師：(株)日本政策投資銀行、横浜ウォーター(株)

参加者：徳島県内市町村水道担当部門職員約30名

講演概要：徳島県内の水道事業の経営状況等を踏まえた課題等の説明、官民連携や広域化・共同化の重要性及び具体的な連携事例等の紹介、質疑応答を実施。

②東京財務事務所主催による「下水道経営セミナー」の開催

課題等：地方公共団体においては、下水道事業の財源確保策、徴収・検査業務などソフト面のコスト削減等が課題。東京財務事務所は個別セミナーを開催し、地方公共団体の課題解決をサポート。(R2.11.2)

講師：横浜ウォーター(株)

参加者：多摩地区3市の下水道担当及び財政部門職員約10名

講演概要：民間企業の活用、公的機関の連携・共同化等によるコスト削減・経営効率化の取組等について、他の自治体の事例を交えた講演、質疑応答を実施。

継続・拡大等

○ 今後の方向性

【セミナー等の支援拡大】

- ・県単位から地域・流域単位を対象としたセミナーの開催
- ・新型コロナに対応したWeb会議システムを活用したセミナーの提案
- ・首長等との意見交換の場を活用し、監査で把握した課題について積極的な対話を継続

【民間活用事例の収集・展開】

- ・民間活用による管路維持管理等における先駆的事例の把握・共有
- ・広域化・官民連携事例の収集・モニタリングを継続

(参考) 財務状況把握等を活用した財務局と地方公共団体の主な連携事例

①財務状況把握の活用・アドバイス機能の発揮

[関東財務局]

過年度のヒアリング実施団体から、今後の財政運営の検討を進めるに際し、改めて団体財政の現状と課題等について分析して欲しいとの依頼。これを受け、日本政策投資銀行とも連携を図りつつ、課題解決に資する具体的な取組事例を交えたWEB講演会を首長等の地方公共団体幹部に対して開催。

[東北・関東・北陸・東海・近畿・中国・九州財務局]

各地方公共団体から、外部目線で見えた当該団体の財務上の特徴等について、財政担当課以外の団体職員や議会議員に対して説明をして欲しいとの要望を受けて、財務状況把握の分析結果等に基づき各種説明会を実施。

[東北財務局・九州財務局]

市町村の財政を家計簿に見立てた「まちな家計簿シミュレーション」及び地域の強みや人の流れ等を見える化するRESAS(地域経済分析システム)を活用した取組については、順次、他の地方公共団体に対する説明会等において横展開を開始。



②団体の財務健全化事例の収集・展開

[中国財務局・福岡財務支局]

国公有財産の最適利用を進める財務局・管財部門と連携し、同部門が地方公共団体と行う意見交換等の機会を捉えて、ヒアリング等で収集した他の地方公共団体における公共施設の整備事例など、参考となる取組事例を紹介。

[全財務(支)局等]

各地方公共団体からの個別要望等に応じて、他の地方公共団体における収支改善事例など参考となる各種取組事例を随時紹介。

③財投施策の周知等による市区町村の支援

[関東財務局・北陸財務局]

ヒアリングで把握した地方公共団体の課題(公的不動産の利活用、SIBの活用等)を踏まえ、財投機関(日本政策投資銀行、民間都市開発推進機構)職員等を招聘し、外部有識者によるセミナーを開催。

1. 機関の概要等

～地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方～

2. 令和4年度要求の概要

3. 編成上の論点 防災・減災・国土強靱化等に資する
事業への配分について

2 令和4年度要求の概要

総務省資料

令和4年度要求

(単位：億円)

区 分		令和4年度 要 求 額	令和3年度 当初計画額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		114,324	136,372	△22,048
(財源)	財政投融资	29,686	36,839	△7,153
	財政融資	29,686	36,839	△7,153
	自己資金等	84,638	99,533	△14,895
	地方公共団体金融機構	18,399	21,823	△3,424
	市場公募	37,473	44,700	△7,227
	銀行等引受	28,766	33,010	△4,244

(注) 額については、令和4年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。

また、「東日本大震災分」に係る地方債計画については、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額について、その全額を公的資金で確保を図ることとし、別途策定するものとしている。

なお、令和3年度計画額及び令和4年度要求額は、令和3年度の「通常収支分」に係る地方債計画及び令和4年度の「通常収支分」に係る地方債計画（案）の額であり、「東日本大震災分」を加えた令和3年度当初計画の総額及び財政融資資金の額は136,383億円及び36,847億円である。

(参考1) これまでの地方公共団体向け財政投融资要求の経緯

(単位：億円)

	要求		決定	
	地方債計画(案)額	うち財政融資資金	地方債計画額	うち財政融資資金
平成23年度	154,583	42,200	137,340	37,310
平成24年度	140,832	38,400	135,396	36,188
平成25年度	134,554	36,000	133,708	35,759
平成26年度	133,923	35,900	128,301	33,333
平成27年度	128,027	33,300	119,242	30,381
平成28年度	115,822	29,500	112,082	28,076
平成29年度	121,366	30,300	116,257	28,545
平成30年度	121,479	29,800	116,456	28,066
令和元年度	117,921	28,400	120,056	29,507
令和2年度	121,105	29,748	117,336	29,326
令和3年度	154,004	42,494	136,372	36,839
令和4年度	114,324	29,686		

(注) 平成24年度から令和4年度は、「東日本大震災分」を除いた額を計上。

(参考) 財政融資資金の実行状況(資金年度ベース)

(単位：億円)

年度	当初計画	改定	実績
平成23年度	37,310	46,410	36,735
平成24年度	38,870	44,738	39,085
平成25年度	36,810	42,577	36,635
平成26年度	34,530	36,620	32,766
平成27年度	32,690	35,248	30,901
平成28年度	28,335	36,443	31,317
平成29年度	28,680	32,407	28,715
平成30年度	28,102	34,560	30,415
令和元年度	29,527	36,185	30,467
令和2年度	29,346	43,350	38,033

(注) 1 平成24年度から令和2年度は、「東日本大震災分」を含めた額を計上。

2 令和2年度の実績は、翌年度繰越額を含めた額を計上。

(参考2) 令和4年度地方債計画(案)

【通常収支分】

(単位：億円、%)

項 目	令和4年度 計画額(案)(A)	令和3年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B)(C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,098	16,098	0	0.0
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	-	-	-	-
3 公営住宅建設事業	1,103	1,103	0	0.0
4 災害復旧事業	1,141	1,141	0	0.0
5 教育・福祉施設等整備事業	3,319	3,319	0	0.0
(1) 学校教育施設等	1,223	1,223	0	0.0
(2) 社会福祉施設	371	371	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	639	639	0	0.0
(4) 一般補助施設等	549	549	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
6 一般単独事業	27,724	27,724	0	0.0
(1) 一般	2,322	2,322	0	0.0
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
7 辺地及び過疎対策事業	5,520	5,520	0	0.0
(1) 辺地対策	520	520	0	0.0
(2) 過疎対策	5,000	5,000	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	56,050	56,050	0	0.0

二 公営企業債				
1 水道事業	5,258	5,258	0	0.0
2 工業用水道事業	303	303	0	0.0
3 交通事業	1,739	1,739	0	0.0
4 電気事業・ガス事業	195	195	0	0.0
5 港湾整備事業	571	571	0	0.0
6 病院事業・介護サービス事業	3,637	3,637	0	0.0
7 市場事業・と畜場事業	375	375	0	0.0
8 地域開発事業	658	658	0	0.0
9 下水道事業	11,934	11,934	0	0.0
10 観光その他事業	56	56	0	0.0
計	24,726	24,726	0	0.0
三 臨時財政対策債	32,748	54,796	△ 22,048	△ 40.2
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(241)	(241)	(0)	(0.0)
総 計	(241)	(241)	(0)	(0.0)
内 普通会計分	90,359	112,407	△ 22,048	△ 19.6
内 公営企業会計等分	23,965	23,965	0	0.0

- (注) 1 本計画(案)については、令和4年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。
- 2 地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債等については、「令和4年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」を踏まえ、所要額を計上している。
- 3 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の計上内容及び公共施設等適正管理推進事業の取扱いについては、予算編成過程で必要な検討を行う。
- 4 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(参考3) 令和4年度地方債計画(案)【資金別】

【通常収支分】

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	差 引		増 減 率
	計画額(案) (A)	計 画 額 (B)	(A)-(B)	(C)	(C)/(B)×100
公的資金	48,085	58,662	△ 10,577		△ 18.0
財政融資資金	29,686	36,839	△ 7,153		△ 19.4
地方公共団体金融機構資金	18,399	21,823	△ 3,424		△ 15.7
(国の予算等貸付金)	(241)	(241)	0		0.0
民間等資金	66,239	77,710	△ 11,471		△ 14.8
市場公募	37,473	44,700	△ 7,227		△ 16.2
銀行等引受	28,766	33,010	△ 4,244		△ 12.9
合 計	114,324	136,372	△ 22,048		△ 16.2

- (注) 1 本計画(案)については、令和4年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。
- 2 市場公募資金については、借換債を含め6兆8,573億円(前年度比7,227億円、9.5%減)を見込んでいます。
- 3 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(参考4) 令和4年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

【通常収支分】

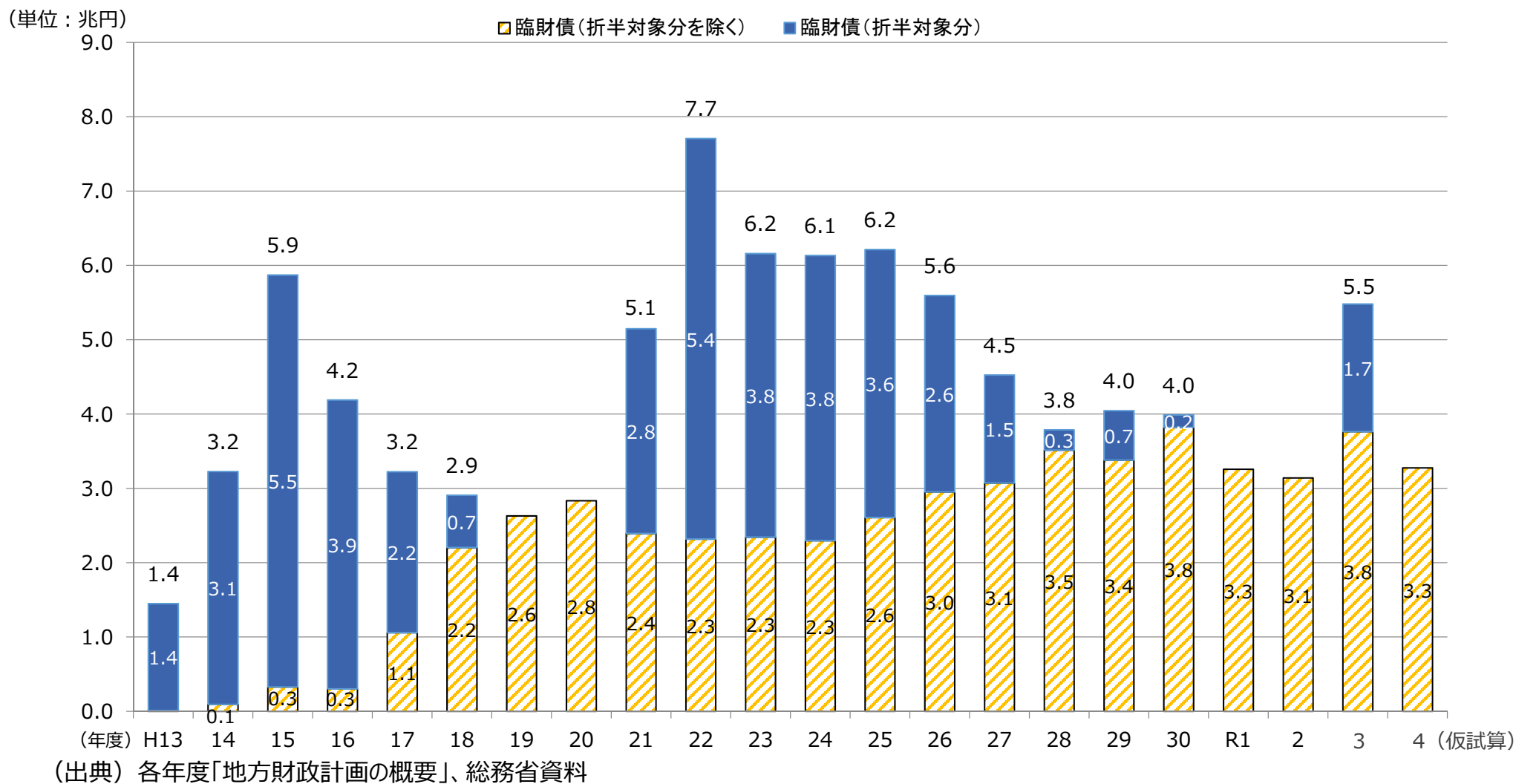
(単位：兆円)

区 分		令和4年度 A	令和3年度 B	増減額 A-B	特記事項
歳 出	給与関係経費	20.0	20.2	△ 0.2	R3人事院勧告(令和3年8月10日)を反映
	一般行政経費	41.4	40.9	0.5	社会保障関係費の増
	投資的経費	11.9	11.9	0.0	
	公債費	11.5	11.6	△ 0.0	
	その他	5.2	5.1	0.2	
	計	90.1	89.6	0.5	
歳 入	地方税等	42.4	39.9	2.5	「中長期の経済財政に関する試算」(令和3年7月21日内閣府)による各種指標等を用いて試算
	地方交付税	17.5	17.4	0.1	
	国庫支出金	15.0	14.8	0.2	社会保障関係費の増
	地方債	9.0	11.2	△ 2.2	
	うち 臨時財政対策債	3.3	5.5	△ 2.2	
	その他	6.1	6.3	△ 0.1	
	計	90.1	89.6	0.5	
	うち「一般財源」	63.4	63.1	0.3	(注) 2参照
うち(水準超経費除き)「一般財源」	62.1	62.0	0.1	(交付団体ベース)	

- (注) 1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「令和4年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
- 2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額である。
- 3 令和3年度の「公債費」は、猶予特例債の元利償還金、「地方税等」、「地方税」及び「地方譲与税」は、令和2年度徴収猶予の特例の適用に伴う令和3年度収入見込額を除く。
- 4 公共施設等適正管理推進事業費の取扱いについては、予算編成過程で必要な検討を行う。
- 5 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- 6 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

(参考5) 臨時財政対策債計画額の推移と見通し

- 令和4年度地方財政収支の仮試算においては、内閣府の年央試算等をもとに税収増を見込み、折半対象の財源不足額が解消。臨時財政対策債（折半対象分）が計上されないことから、臨時財政対策債計画額は例年並みの水準となる見込み。



(参考6) 臨時財政対策債の発行状況及び財政融資の引受割合

- 臨時財政対策債のうち、財政融資資金が占める割合は一貫して減少させてきたところ、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による地方財政への影響を踏まえ、引受けを拡大。

	臨時財政対策債（地方債計画額）							（参考） 地方公共団体向け 財政融資計画額
		財政融資		機構資金		民間資金		
		計画額	全体に 占める割合	計画額	全体に 占める割合	計画額	全体に 占める割合	
平成21年度	51,486	15,446	30.0%	5,000	9.7%	31,040	60.3%	39,340
平成22年度	77,069	22,351	29.0%	8,260	10.7%	46,458	60.3%	43,390
平成23年度	61,593	17,860	29.0%	6,600	10.7%	37,133	60.3%	37,310
平成24年度	61,333	17,170	28.0%	7,187	11.7%	36,976	60.3%	36,188
平成25年度	62,132	17,086	27.5%	7,271	11.7%	37,775	60.8%	35,759
平成26年度	55,952	14,270	25.5%	7,691	13.7%	33,991	60.8%	33,333
平成27年度	45,250	11,318	25.0%	6,442	14.2%	27,490	60.8%	30,381
平成28年度	37,880	9,299	24.5%	5,568	14.7%	23,013	60.8%	28,076
平成29年度	40,452	9,708	24.0%	5,744	14.2%	25,000	61.8%	28,545
平成30年度	39,865	9,368	23.5%	5,462	13.7%	25,035	62.8%	28,066
令和元年度	32,568	7,491	23.0%	4,299	13.2%	20,778	63.8%	29,507
令和2年度	31,398	7,222	23.0%	4,145	13.2%	20,031	63.8%	29,326
令和3年度	54,796	14,685	26.8%	7,747	14.1%	32,364	59.1%	36,839

（注）地方公共団体向け財政融資計画額は、「通常収支分」の計画額。

（出典）各年度「地方債計画(当初)」

(参考7) 臨時財政対策債への配分について

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」(平成26年6月 財政投融资分科会)

臨時財政対策債は、各団体が責任を有している借金であることに変わりはなく、また、赤字補填の性格を有することを踏まえると、財政融資資金としては引き続き抑制的な関与にとどめ、資金調達能力の低い地方公共団体、特に指定都市を除く市町村に対しては、柔軟に対応していく。

「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」

(平成21年7月 財政投融资に関する基本問題検討会 地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム)

経済事情の変動による地方税収の大幅な減少などにより、地方公共団体の財源が大幅に不足し、さらに市場での調達環境が厳しい場合において、地方公共団体としては、公的資金による赤字地方債の引受けを期待している。ただし、地方公共団体による赤字地方債の発行は、その償還について地方交付税の手当てがある場合でも、借金であることに違いはないため、その抑制に努めるべきであり、財政融資資金による引受けは、投資的経費の範囲内にとどめることを基本とすべきと考えられる。

「財政投融资改革の総点検について」(平成16年12月 財政投融资分科会)

地方公共団体への公的資金(政府資金及び公営企業金融公庫資金)の貸付は、民間金融機関では供給困難な長期・低利の資金を地方公共団体に融資することを通じて、地域に密着した社会資本の整備等に貢献してきた。

今後のあり方については、財投改革の趣旨を踏まえるとともに、地方公共団体の自立的な財政運営を促す観点から、地方公共団体の資金調達は市場公募等の民間資金によることを基本とし、公的資金はこれを補完するものとするのが適当である。具体的には、地方公共団体の資金調達力及び資金用途を踏まえた重点化が重要である。なお、赤字補填の性格を有する地方債については、資源配分機能を有する財政投融资の対象として相応しくない面があるものと考えられる。地方公共団体向け公的資金貸付については、貸付先の財務状況、事業の収益性等を適切にチェックすることが求められる。

1. 機関の概要等

～地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方～

2. 令和4年度要求の概要

3. 編成上の論点

**防災・減災・国土強靱化等に資する
事業への配分について**

3-1 防災・減災・国土強靱化対策関連事業について

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」（以下、5か年加速化対策）に基づき、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に積極的に財政融資資金を配分（令和2年度弾力追加）。
- 地域の防災・減災、国土強靱化に資するライフラインや排水関連インフラの支援として、緊急自然災害防止対策事業債への配分を開始したほか、下水道事業債の配分を拡大。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

対象事業：「5か年加速化対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業

事業年度：令和3年度～令和7年度（初年度は令和2年度補正予算（第3号）において措置）

令和2年度地方債計画額（補正予算債）：10,923億円（うち財政融資資金6,013億円）

緊急自然災害防止対策事業債

対象事業：安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業

事業年度：令和3年度～令和7年度

令和3年度地方債計画額：4,000億円（うち財政融資資金700億円）

※ 令和3年度において、流域治水対策を対象事業に追加（1,000億円）、財政融資資金の配分を開始

下水道事業債

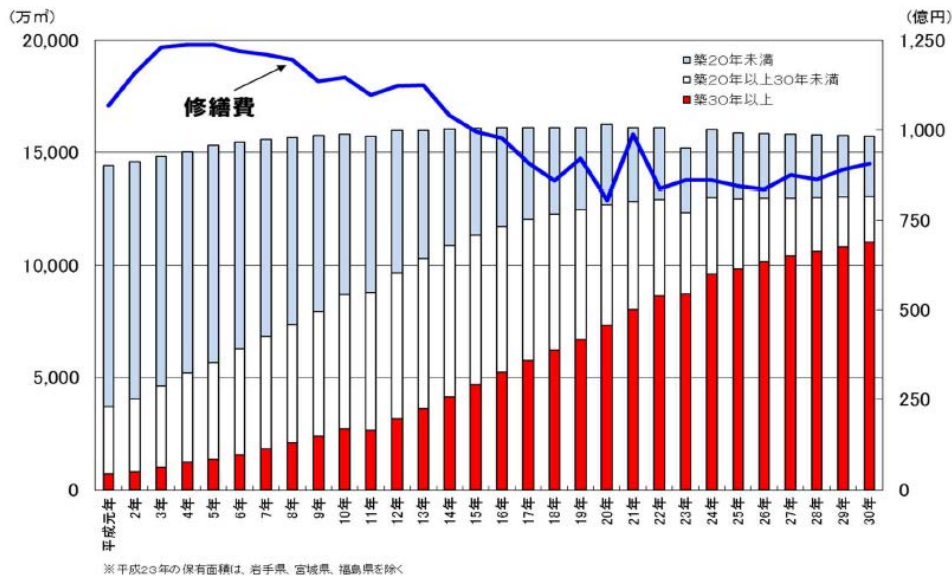
対象事業：下水道事業

令和3年度地方債計画額：11,934億円（うち財政融資資金5,460億円）

※ 令和3年度において、雨水処理対策分を増額（うち財政融資資金1,900億円）

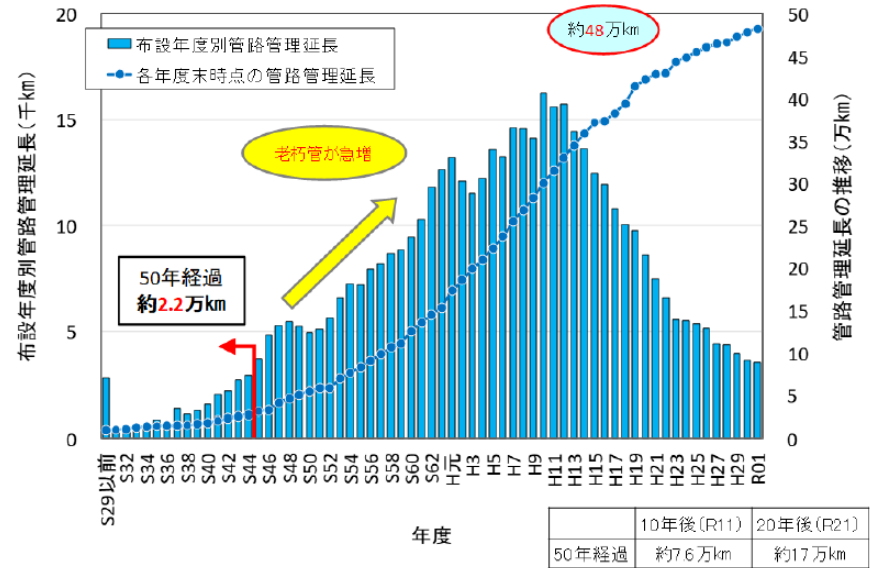
3-2 公共施設等の老朽化について

◆ 公立小中学校の経年別保有面積と修繕費の推移



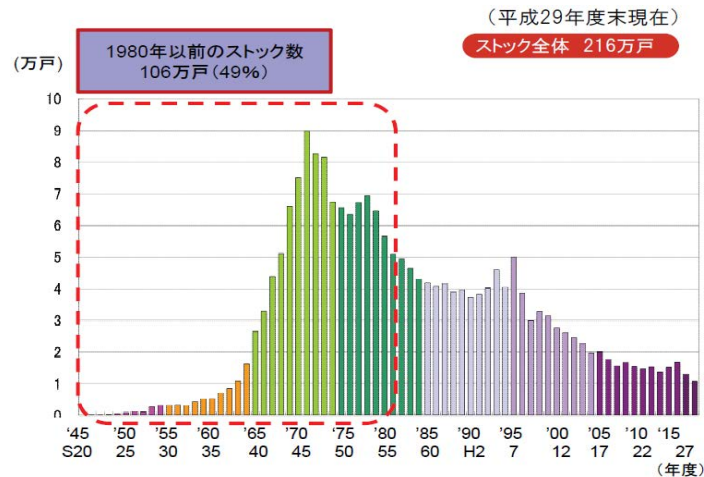
(出典) 文部科学省「インフラ長寿命化計画(行動計画)」

◆ 下水道 管路施設の年度別管理延長 (R1末現在)



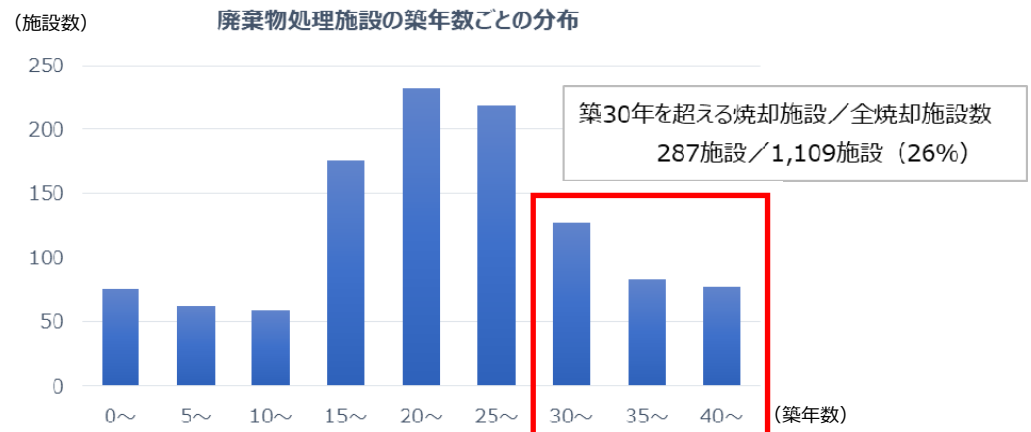
(出典) 国土交通省HP「下水道の維持管理」

◆ 公営住宅建設年度別戸数の推移



(出典) 第47回住宅宅地分科会「我が国の住生活をめぐる状況等について」

◆ 廃棄物処理施設の施設老朽化の現状 (R1末現在)



(出典) 一般廃棄物処理実態調査(環境省)より作成。

3-3 論点：防災・減災・国土強靱化等に資する事業への配分について

- 近年頻繁に発生する自然災害等に対応するために必要な、防災・減災に資する事業や地域のライフラインとなる公営企業債など、国として重点的に資源配分すべき事業については、引き続き、財政融資資金を積極的に措置すべきではないか。
- 更新時期を迎える公共施設等の増加が見込まれることも踏まえ、特に資金調達能力の低い地方公共団体に対して柔軟な対応をしつつ、着実な改修・更新を支援することとしてはどうか。

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

5. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化を図るため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月 財政投融资分科会）

大規模な災害等への対応強化等の防災・減災に資する真に必要な施設整備等に積極的に対応し、公共施設の更新投資など新たな資金需要についても柔軟な対応を検討することとし、これらについては、これまで規模を縮減してきた地方単独事業であっても、融資の対象としていく。

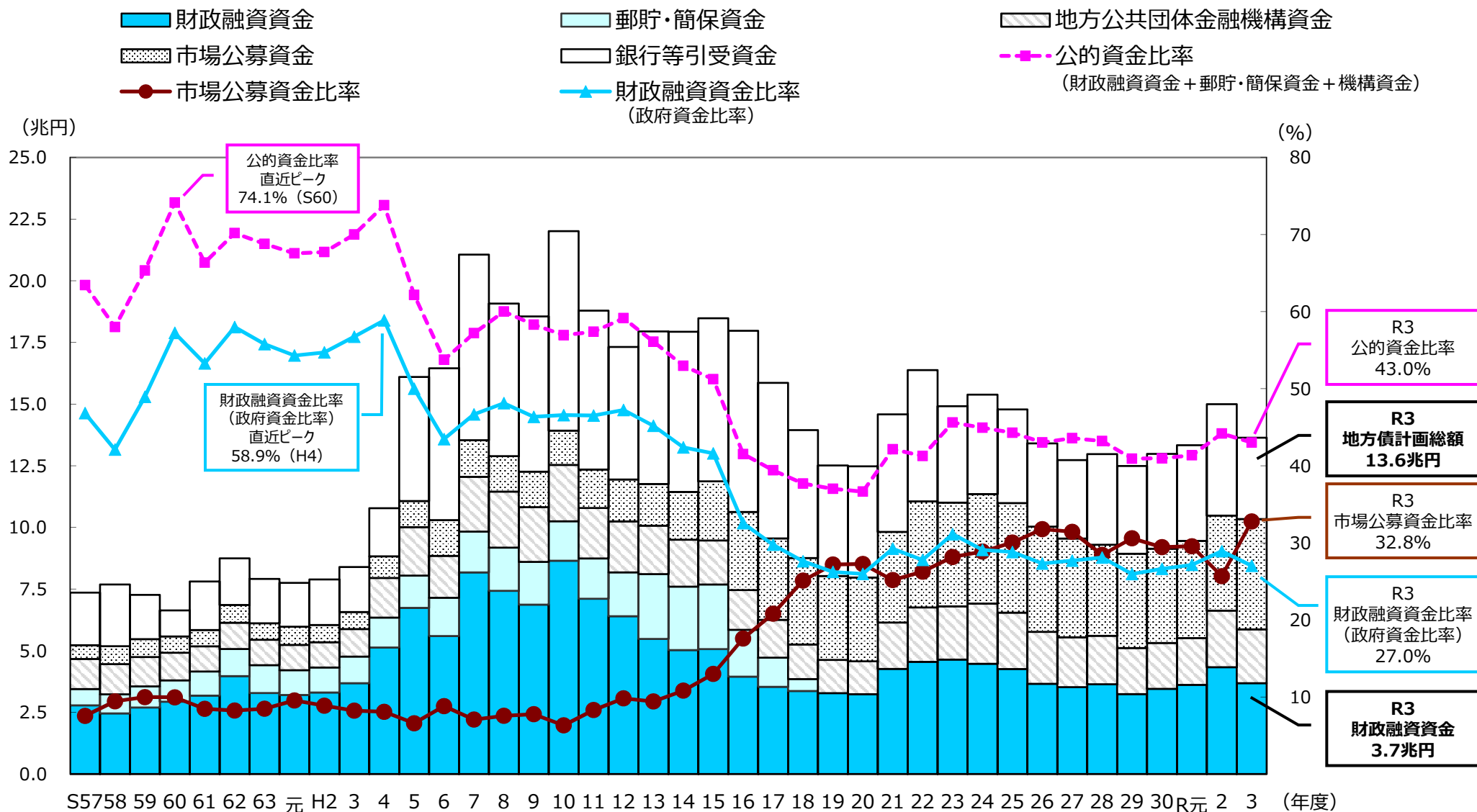
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）

第1章 基本的な考え方

「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、取組の更なる加速化・深化を図ることとし、令和3年度から7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的かつ集中的に対策を講ずることとする。

參考資料

地方債計画と地方公共団体向け財政融資の推移（計画改定後）



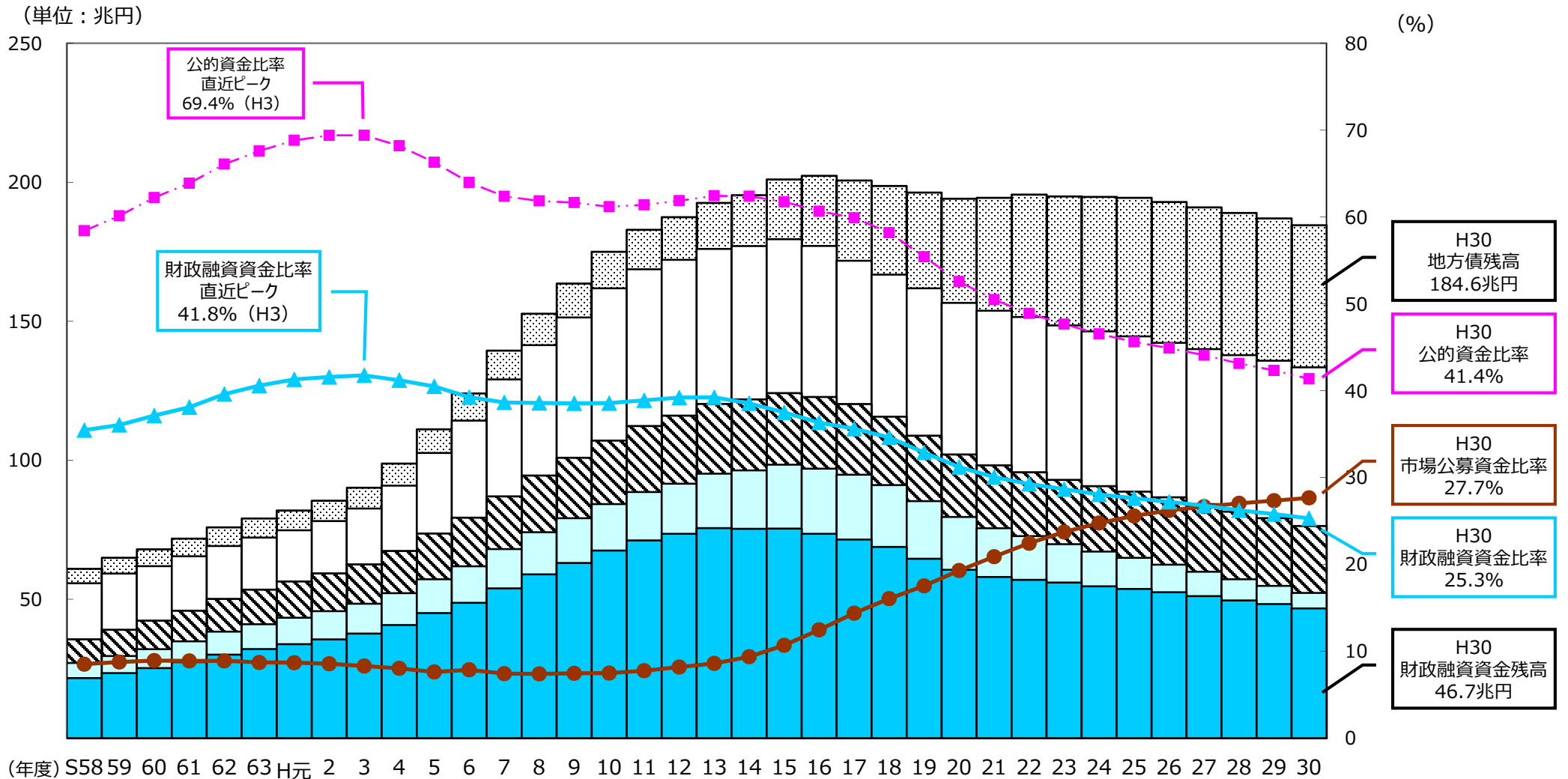
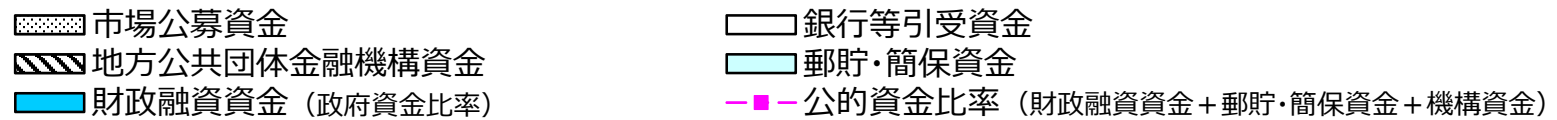
(注1) 地方公共団体金融機構資金について、昭和57年度～平成20年度上期は公営企業金融公庫資金、平成20年度下期は地方公営企業等金融機構資金。

(注2) 政府資金については、平成18年度までは財政融資資金の他に郵貯資金及び簡保資金を含む。

(注3) 平成15年度及び平成18～20年度においては、地方債計画を改正していない。

(出典) 各年度「地方債計画」

地方債残高と地方公共団体向け財政融資残高の推移



(注1) 地方公共団体金融機構資金について、昭和58年度～平成20年度上期は公営企業金融庫資金、平成20年度下期は地方公営企業等金融機構資金。

(注2) 平成22年度以降、資金別の残高・比率は普通会計及び企業会計に係るものであり、その他事業会計を含まない。

(出典) 各年度「地方債統計年報」

令和3年度地方債計画資金区分（当初・通常収支分）①

（単位：億円）

項 目	合 計	公 的 資 金			民 間 等 資 金		
		計	財 政 融 資	地方公共 団 体 金融機構	計	市 場 公 募	銀 行 等 引 受
一 一 般 会 計 債							
1 公 共 事 業 等	16,098	5,559	5,194	365	10,539	7,734	2,805
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,103	403	278	125	700	676	24
3 災 害 復 旧 事 業	1,141	1,141	1,141	0	0	0	0
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	3,319	1,370	1,162	208	1,949	1,229	720
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,223	687	626	61	536	463	73
(2) 社 会 福 祉 施 設	371	92	0	92	279	207	72
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	639	498	443	55	141	123	18
(4) 一 般 補 助 施 設 等	549	93	93	0	456	130	326
(5) 施 設（一 般 財 源 化 分）	537	0	0	0	537	306	231
5 一 般 単 独 事 業	27,724	5,977	826	5,151	21,747	11,009	10,738
(1) 一 般	2,322	79	0	79	2,243	2,026	217
(2) 地 域 活 性 化	690	86	0	86	604	531	73
(3) 防 災 対 策	871	264	126	138	607	364	243
(4) 地 方 道 路 等	3,221	303	0	303	2,918	2,895	23
(5) 旧 合 併 特 例	6,200	905	0	905	5,295	528	4,767
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,554	1,768
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,320	955	0	955	3,365	1,424	1,941
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	4,000	1,707	700	1,007	2,293	1,071	1,222
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	1,100	0	0	0	1,100	616	484
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	5,520	5,515	4,813	702	5	0	5
(1) 辺 地 対 策	520	520	520	0	0	0	0
(2) 過 疎 対 策	5,000	4,995	4,293	702	5	0	5
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	0	0	0	345	68	277
8 行 政 改 革 推 進	700	0	0	0	700	533	167
9 調 整	100	0	0	0	100	34	66
計	56,050	19,965	13,414	6,551	36,085	21,283	14,802

令和3年度地方債計画資金区分（当初・通常収支分）②

（単位：億円）

項 目	合 計	公 的 資 金			民 間 等 資 金		
		計	財 政 融 資	地方公共 団 体 金融機構	計	市 場 公 募	銀 行 等 引 受
二 公 営 企 業 債							
1 水 道 事 業	5,258	4,471	2,300	2,171	787	384	403
2 工 業 用 水 道 事 業	303	90	0	90	213	31	182
3 交 通 事 業	1,739	441	75	366	1,298	674	624
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	195	58	0	58	137	32	105
5 港 湾 整 備 事 業	571	195	167	28	376	117	259
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	3,637	1,858	738	1,120	1,779	962	817
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	375	37	0	37	338	181	157
8 地 域 開 発 事 業	658	0	0	0	658	386	272
9 下 水 道 事 業	11,934	9,112	5,460	3,652	2,822	1,090	1,732
10 観 光 そ の 他 事 業	56	3	0	3	53	6	47
計	24,726	16,265	8,740	7,525	8,461	3,863	4,598
合 計	80,776	36,230	22,154	14,076	44,546	25,146	19,400
三 臨 時 財 政 対 策 債	54,796	22,432	14,685	7,747	32,364	19,554	12,810
四 退 職 手 当 債	800	0	0	0	800	0	800
総 計	136,372	58,662	36,839	21,823	77,710	44,700	33,010

地方債計画における事業別の推移①

(単位：億円)

	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3	
	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア
一. 一般会計債																		
1.公共事業等	16,895	12.6%	16,473	12.8%	16,389	13.7%	16,601	14.8%	16,443	14.1%	16,476	14.1%	16,627	13.8%	16,195	13.8%	16,098	11.8%
2.防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,084	5.1%	4,778	4.1%	-	-
3.公営住宅建設事業	1,162	0.9%	1,132	0.9%	1,126	0.9%	1,141	1.0%	1,130	1.0%	1,130	1.0%	1,140	0.9%	1,110	0.9%	1,103	0.8%
4.災害復旧事業	435	0.3%	502	0.4%	647	0.5%	711	0.6%	873	0.8%	873	0.7%	955	0.8%	1,148	1.0%	1,141	0.8%
5.教育・福祉施設等整備事業	3,763	2.8%	3,487	2.7%	3,359	2.8%	3,395	3.0%	3,391	2.9%	3,391	2.9%	3,402	2.8%	3,327	2.8%	3,319	2.4%
6.一般単独事業	18,634	13.9%	20,047	15.6%	20,543	17.2%	21,474	19.2%	21,927	18.9%	22,634	19.4%	25,415	21.2%	26,807	22.8%	27,724	20.3%
7.辺地及び過疎対策事業	3,460	2.6%	4,010	3.1%	4,565	3.8%	4,665	4.2%	4,975	4.3%	5,085	4.4%	5,210	4.3%	5,210	4.4%	5,520	4.0%
8.公共用地先行取得等事業	457	0.3%	430	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%
9.行政改革推進	1,800	1.3%	1,700	1.3%	1,000	0.8%	700	0.6%	700	0.6%	700	0.6%	700	0.6%	700	0.6%	700	0.5%
10.調整	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%
計	46,706	34.9%	47,881	37.3%	48,074	40.3%	49,132	43.8%	49,884	42.9%	50,734	43.6%	59,978	50.0%	59,720	50.9%	56,050	41.1%

(注) 計画額は通常収支分。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

地方債計画における事業別の推移②

(単位：億円)

	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3	
	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア
二. 公営企業債等																		
1.水道事業	3,634	2.7%	3,987	3.1%	4,334	3.6%	4,473	4.0%	5,043	4.3%	5,389	4.6%	5,946	5.0%	5,570	4.7%	5,258	3.9%
2.工業用水道事業	250	0.2%	210	0.2%	178	0.1%	222	0.2%	247	0.2%	216	0.2%	307	0.3%	338	0.3%	303	0.2%
3.交通事業	1,902	1.4%	1,789	1.4%	1,786	1.5%	1,654	1.5%	1,611	1.4%	1,327	1.1%	1,420	1.2%	1,562	1.3%	1,739	1.3%
4.電気事業・ガス事業	195	0.1%	228	0.2%	164	0.1%	178	0.2%	202	0.2%	225	0.2%	262	0.2%	260	0.2%	195	0.1%
5.港湾整備事業	506	0.4%	596	0.5%	544	0.5%	461	0.4%	509	0.4%	508	0.4%	569	0.5%	555	0.5%	571	0.4%
6.病院事業・介護サービス事業	3,432	2.6%	4,123	3.2%	4,116	3.5%	4,434	4.0%	4,614	4.0%	3,822	3.3%	4,005	3.3%	3,599	3.1%	3,637	2.7%
7.市場事業・と畜場事業	329	0.2%	449	0.3%	2,096	1.8%	458	0.4%	235	0.2%	358	0.3%	362	0.3%	343	0.3%	375	0.3%
8.地域開発事業	1,055	0.8%	1,083	0.8%	805	0.7%	699	0.6%	622	0.5%	745	0.6%	912	0.8%	708	0.6%	658	0.5%
9.下水道事業	11,774	8.8%	11,093	8.6%	10,981	9.2%	11,597	10.3%	11,904	10.2%	12,298	10.6%	12,773	10.6%	12,383	10.6%	11,934	8.8%
10.観光その他事業	93	0.1%	110	0.1%	114	0.1%	94	0.1%	134	0.1%	169	0.1%	154	0.1%	100	0.1%	56	0.0%
計	23,170	17.3%	23,668	18.4%	25,118	21.1%	24,270	21.7%	25,121	21.6%	25,057	21.5%	26,710	22.2%	25,418	21.7%	24,726	18.1%
三. 臨時財政対策債	62,132	46.5%	55,952	43.6%	45,250	37.9%	37,880	33.8%	40,452	34.8%	39,865	34.2%	32,568	27.1%	31,398	26.8%	54,796	40.2%
四. 退職手当債	1,700	1.3%	800	0.6%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.6%
総計	133,708	100.0%	128,301	100.0%	119,242	100.0%	112,082	100.0%	116,257	100.0%	116,456	100.0%	120,056	100.0%	117,336	100.0%	136,372	100.0%

(注) 計画額は通常収支分。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

地方債の事業別償還年限について（令和3年度）

貸付対象事業		財政融資資金		地方公共団体 金融機構資金		
		固定	利率見直し	固定	利率見直し	
一般会計債	公共事業等	25	25	25	25	
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	25	25	-	-	
	公営住宅建設事業	25	25	25	25	
	災害復旧事業	10	10	-	-	
	教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等	25	25	25	25
		一般廃棄物処理	20	20	20	20
		一般補助施設等	25	25	-	-
	一般単独事業	防災対策	30	30	30	30
		緊急防災・減災	-	-	30	30
		緊急自然災害防止対策	30	30	30	30
辺地及び過疎対策事業	辺地対策	10	30	-	-	
	過疎対策	12	30	30	40	
公営企業債	水道事業	40	40	30	40	
	交通事業	40	40	30	40	
	港湾整備事業	40	40	30	40	
	病院介護サービス事業	30	30	30	30	
	下水道事業	40	40	30	40	
臨時財政対策債		-	20	-	30	

(注1) 当該事業のうち、もっとも償還年限の長い事業について記載。

(注2) 辺地・過疎対策事業のうち、償還年限が30年（利率見直し方式）となるのは、診療施設（病院、診療所、職員宿舎）及び下水道施設。

(注3) 機構の臨時財政対策債の償還年限について、市町村（指定都市除く）は20年。

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

大学ファンドについて

令和3年11月9日

財務省理財局

<目 次>

- **大学ファンドの概要とこれまでの経緯**
 - (1) **大学ファンドについて（令和4年度要求の概要）**
 - (2) **これまでの経緯・今後のスケジュール等**
 - (3) **世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの
資金運用の基本的な考え方（概要）**
 - (4) **CSTI 世界と伍する研究大学専門調査会中間まとめ（概要）**

(1) 大学ファンドについて(令和4年度要求の概要)

- 大学ファンドを創設し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設等の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、イノベーション・エコシステムを構築する。
- 運用原資として、一般会計出資金5,000億円(2年度3次補正)と財政融資資金4兆円(3年度)を措置。
- (国研)科学技術振興機構法を改正して、市場運用及び大学助成に係る業務を追加。

■ 財政投融资

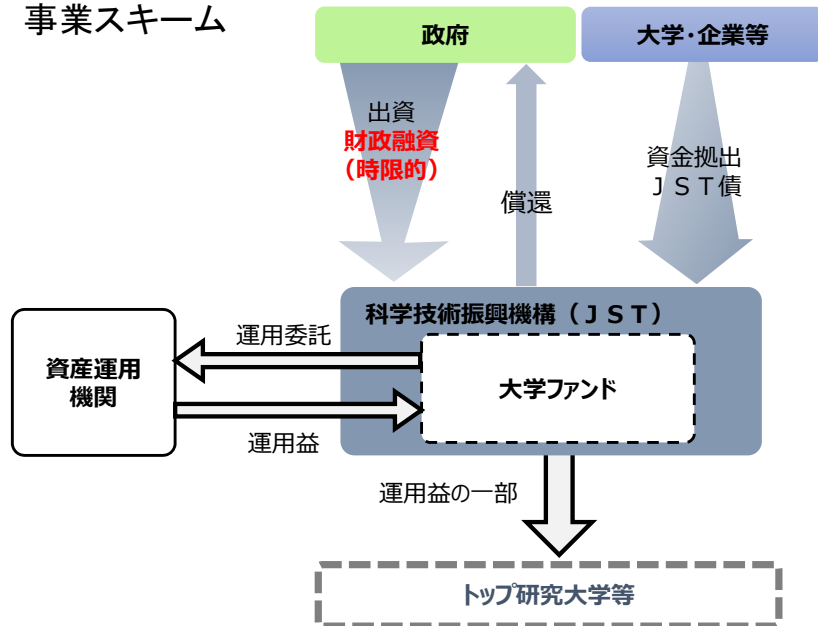
(単位: 億円)

	R3計画	R4要求額
財政投融资	40,000	48,889
財政融資	40,000	48,889
(参考)自己資金等※1	—	6,111※2

※1 R2年度3次補正にて、一般会計出資金5,000億円措置。

※2 一般会計への概算要求においては、文科省及び内閣府から、政府出資金20億円(各々10億円)が要求されており、令和4年度財政融資資金の活用等も含め、予算の編成過程において検討するとされている。

■ 事業スキーム



●「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)(抜粋)

10兆円規模の大学ファンドを創設^{※1}し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、我が国のイノベーション・エコシステム^{※2}を構築する。本ファンドへの参画に当たっては、自律した経営、責任あるガバナンス、外部資金の獲得増等の大学改革へのコミットやファンドへの資金拠出を求め^{※3}るとともに、関連する既存事業の見直しを図る。本ファンドの原資は、当面、財政融資資金を含む国の資金を活用しつつ、参画大学や民間の資金を順次拡大し、将来的には参画大学が自らの資金で基金の運用を行うことを目指す。財政融資資金については、ファンドの自立を促すための時限的な活用とし、市場への影響を勘案しながら順次償還を行う。安全かつ効率的に運用し、償還確実性を確保するための仕組み^{※4}を設ける。

※1 大学改革の制度設計等を踏まえつつ、早期に10兆円規模のファンドの実現を図る。

※2 生態系システムのように、それぞれのプレイヤーが相互に関与して、自律的にイノベーション創出を加速するシステム。

※3 参画大学の指定等のため、必要な制度改革の検討を進め、速やかに結論を得る。

※4 適時開示の趣旨を踏まえ、運用状況を適切な頻度で検証する態勢を整備し、運用状況が一定の間、一定程度を下回る場合には、運用の停止や繰上償還等を含め、運用の見直し等を行う旨を法律に規定するなど、所要の措置を講ずる。

●経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)

世界トップレベルの研究基盤の構築に向け、本年度中に運用を始める大学ファンドについて、経営と教学の分離の推進、外部資金の拡大等の参画大学の要件を年内に具体化するとともに、大学改革の制度設計等を踏まえつつ、10兆円規模への拡充について、本年度内に目途を立てる。

参考:岸田総理大臣所信表明演説及び骨太方針2021(抜粋)

●第205回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説(令和3年10月8日)(抜粋)

三 第二の政策 新しい資本主義の実現

世界最高水準の研究大学を形成するため、十兆円規模の大学ファンドを年度内に設置します。

(再掲)●経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉

～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(1) デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進

世界トップレベルの研究基盤の構築に向け、本年度中に運用を始める大学ファンドについて、経営と教学の分離の推進、外部資金の拡大等の参画大学の要件を年内に具体化するとともに、大学改革の制度設計等を踏まえつつ、10兆円規模への拡充について、本年度内に目途を立てる。

参考：(国研)改正科学技術振興機構法(令和3年1月28日成立)に規定された主な事項

(1) 資金運用に関する体制整備等

- ✓ 安全かつ効率的な運用のための**基本指針(文科大臣策定)・基本方針(JST策定)**等の整備 [※]
(運用ポートフォリオ等の投資運用の方針、助成配分の方針等)
- ✓ 資金運用のための**長期借入金・債券の発行認可、償還計画(来年3月作成予定)の策定** [※]
- ✓ **資金運用方法の見直し**に関する文科大臣による要求
- ✓ 金融・資産運用等に精通した**運用業務担当理事**、運用の実施状況を監視する**運用・監視委員会の設置**

(2) 財政融資資金法の特例

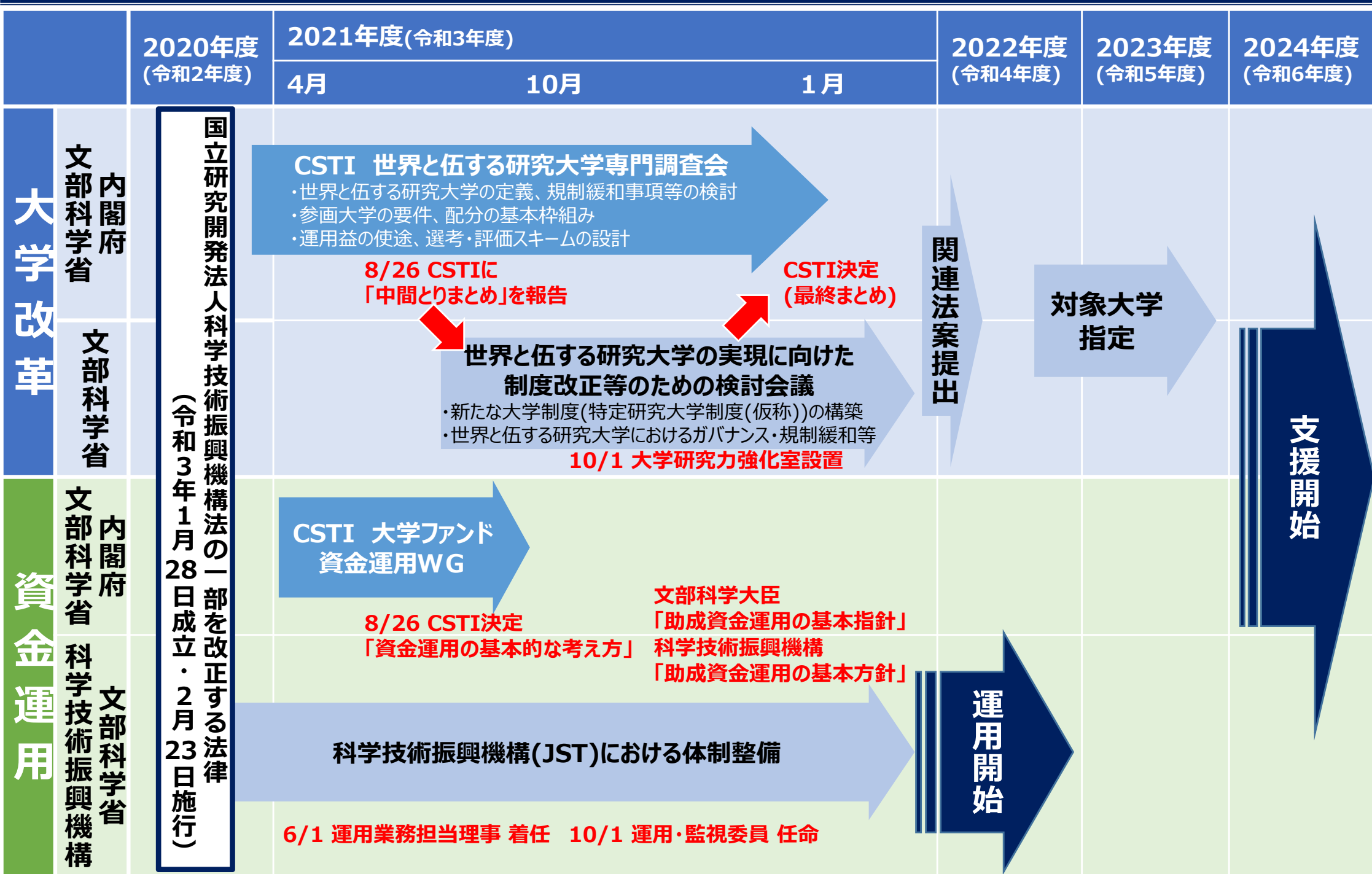
- ✓ **財政融資資金法第10条の特例規定**を措置(民間出資がある場合にも財政融資資金の貸付を許容)
- ✓ **50年間(令和3年度～令和52年度)の時限的な活用** (実際には40年貸・元金均等償還(元金20年据置))
- ✓ 基本指針及び償還計画に、**財政融資資金の確実な償還のための事項及び計画**を定める [※]

(参考)独立行政法人通則法の関連規定(同法第44条)

- ✓ 毎事業年度の利益処分(**過年度の繰越欠損を埋めてなお生じる残余の一部を大学への助成配分に充当**) [※]
⇒ **財政融資資金(運用原資)は大学支援のために取り崩さず、順次償還**

※は財務大臣協議の対象

(2) これまでの経緯・今後のスケジュール等



(3)世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの資金運用の基本的な考え方(概要)

7月28日財投分科会
内閣府・文科省資料を一部加工

ポイント

- **運用目的** : 世界と伍する研究大学の実現に必要な**研究基盤の構築への支援を長期的・安定的に行うための財源の確保**
- **運用目標** : **長期支出(ペイアウト)目標(3%) + 長期物価上昇率(1.38%)以上**とし、許容リスクの範囲内で運用回りを最大化
- **運用上の重要事項** : **世界標準の長期・分散投資の実行と投資規律の遵守**、これを支える**運用体制・ガバナンス体制の構築とリスク管理**

概要

I. 基本的な方針

- (1) **運用の目的**
 - ・ 長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ効率的に運用を行うことにより、世界と伍する研究大学の実現に必要な研究基盤の構築への支援を長期的・安定的に行うための財源を確保
 - ・ これにより、将来的に、大学基金の指針になる運用モデルを示す
- (2) **運用の基本的な方針**
 - ・ 上記以外の他の政策目的のために運用を行うこと(他事考慮)はできない
 - ・ 外部運用機関への委託運用(株式運用)にあたり、個別の銘柄選択や指示はできない
 - ・ 長期運用機関として、分散投資とあわせて長期・安定的に国内外の経済成長の果実を獲得

II. 運用の目標および資産構成に関する基本的な事項

- (1) **運用目標/支出政策**
 - ・ **長期支出(ペイアウト)目標(3%) + 長期物価上昇率(1.38%)以上**
 - ・ **許容リスク(グローバル株式: グローバル債券=65:35のレファレンス・ポートフォリオの標準偏差)**の範囲内で利回りを最大化
 - ・ 年間3,000億円(実質)支援実現のため長期支出目標は3%とし、支出上限(当面3,000億円(実質))を設定
 - ・ 安定的支援の実現の観点から、**バッファー(当面3,000億円×2年分)を確保**
 - ・ 運用目標の達成状況は、単年度ではなく、一定期間(例えば、3年、5年、10年)で評価。併せて、レファレンス・ポートフォリオの複合ベンチマーク収益率との比較等により市場環境も適切に考慮
- (2) **基本ポートフォリオによる運用**
 - ・ JST(機構)は、長期的な観点から上記運用目標を達成するための資産構成割合(基本ポートフォリオ)を定め、これに基づき、運用・管理
- (3) **運用の手法**
 - ・ 長期投資・分散投資、グローバルな投資を推進(海外ネットワーク・コミュニティへの参画)
 - ・ リスク分散等の観点からオルタナティブ投資(プライベート・エクイティ、不動産等)を戦略的に推進
 - ・ 投資効率の向上の観点から、新たな投資商品・投資手法の調査研究を積極的に推進
 - ・ 投資規律を重視し、基本ポートフォリオに基づくバランスを適切に実施
- (4) **運用立ち上げ期の留意事項**
 - ・ **運用開始5年以内の可能な限り早い段階で3,000億円(実質)の運用益の達成、10年以内の可能な限り早い段階で長期運用目標を達成するポートフォリオ構築**を目指す
 - ・ 立ち上げ当初は上記ポートフォリオへの到達に向けた移行計画を策定

III. 資金の調達に関する基本的な事項

- ・ 運用目標の達成や**償還確実性の確保の観点から、自己資本と他人資本のバランスに留意**しつつ、政府からの出資金及び財政融資資金により資金を調達。**10兆円規模への拡充について本年度内に目途を立てる。順次、機構の債券発行、支援大学からの資金拠出等を実施**
- ・ **財政融資資金の確実な償還のために、機構は、毎年度適切に償還計画を策定**

IV. 機構が遵守すべき基本的な事項

- (1) **運用体制・ガバナンス体制の構築**
 - ・ **執行部から独立した運用・監視委員会が、運用を適切に監視。委員会は投資規律遵守の要**
 - ・ **投資委員会に加え、牽制機能を担うリスク管理委員会を設置。監事が適切な業務運営を監視(いわゆる「3線防御」)**
 - ・ 高度かつ多様な運用の実践には、**専門的知識を有する優秀な人材の確保が最重要課題。このための雇用形態や給与体系を構築**
 - ・ 将来的な各大学における基金造成も視野に、長期的視点に立った人材育成を推進
- (2) **運用委託機関等の選定、評価及び管理**
 - ・ 運用委託機関等の選定・管理のための取組を推進、定期的な評価の実施
- (3) **リスク管理**
 - ・ 運用目的が達成できないこと(必要な支出ができないこと)が考慮すべき重要なリスク
 - ・ **短期的な評価損益の変動に関し、標準偏差等をモニタリング指標として定期的に確認。一定の水準に達した場合は、投資規律を遵守しつつ、市場環境等を確認し、結果を国に報告**
 - ・ **ネットの実現損(評価損ではない)の累計が毎年度の決算時点で自己資本を上回る状態が3期連続で継続した場合、事業の見直しを国と協議**
- (4) **その他**
 - ・ 運用目標の達成の観点から、スチュワードシップ責任を果たす活動、ESGを考慮した取組を推進
 - ・ 市場への影響等に留意しつつ、運用実績、手法等について年度の公開資料を分かりやすく公表

V. 国への期待

- ・ 特に市場環境の悪化時の**投資規律への介入を排除**し、運用の自主性・一貫性を担保
- ・ 大学ファンド**監督官庁の在り方やCSTIの関与(恒久的な会議体の設置等)**、運用に関する**専門的知識を有する職員の確保**等、国の体制の抜本的強化と関係省庁の連携
- ・ 合議制の最高意思決定組織が世界の潮流であることを踏まえ、**運用・監視委の位置づけを検証**
- ・ 運用の高度化等に資する科学的知見や投資理論の深化のための調査研究の推進

1. 世界と伍する研究大学の目指すべき姿

- 基本計画におけるSociety5.0社会の実現に向けては、我が国の研究大学の在り様をリデザインし、**3%程度の事業成長を前提に**、カーボンニュートラルやDXなどの社会課題の解決や日本が世界を凌駕する成長分野の創出など**産業界や学術界、地域、行政など多様な主体を巻き込みながら、グローバル社会の変革を牽引する活動を展開することをミッション**とすることが必要。
- そのためには、**事業戦略・財務戦略とそれを支える強靱なガバナンスを有し**、大学を取り巻く社会と対話しその共感を引き出すことで柔軟性のある**持続可能な成長を実現する「経営体」**を目指すことが必要。
- 高度な教育研究環境**を実現するのに必要な多様な財源の獲得を含む**経営の高度な自律性、自由裁量**が必要

2. 世界と伍する研究大学に求められる要素

■ガバナンス

- 世界と伍する研究大学のミッションに照らせば、**大学のビジョンや事業・財務戦略の策定**、それらを実行する**学長の選考と監督といった大学経営に関する重要事項を、学内外のステークホルダーが共に議論、共有を行う最高意思決定機関としての合議体**が必要。
- 合議体の構成員は大学のミッションを理解し、その実現に向けて強い使命感と責任感が必要であり、また、構成員がその決定について責任を持つ制度とすることが必要。
- 学長の選考**については、**合議体において経営的資質を踏まえ、大学内外から適任者を選考**できることが必要。
- 世界と伍する研究大学に特化したガバナンスコードを策定するとともに、**大学内の意思決定過程の公開**を通して外部への説明責任を高めていくことが必要。

■事業・財務戦略と豊富で多様な資金

- 大学全体として財源に裏付けされた**事業戦略**が必須。その際、学内のセグメントごとの財務状況の把握が必要。
- 大学全体の事業戦略、財務戦略を立案し、責任をもって実行に移す**「事業財務担当役員(CFO)」**の設置が必要。
- 大学自己資金の拡充のためには、ビジョンの提示によりステークホルダーからの共感を引き出し、**執行部主導のファンドレイジング、ベンチャー育成、既存企業との連携**による新たな価値の創出等が必要。

■トップレベルの教育研究基盤

- 研究環境の充実、人事制度の変革等により世界的な研究者マーケットで優秀な研究者を獲得できるようにすることが必要。
- 優秀な博士課程学生を研究者として処遇するとともに、若手研究者は**インブリーディング抑制**し、競争的な環境の中で処遇。
- これら**教学に関する事項の実質的な責任者としての「プロボスト」**の設置が必要。
- 大学経営人材の資質向上や外部人材の活用、研究支援者の積極採用。

3. 当面必要な制度改正等

- ✓ **世界と伍する研究大学について**、既存の大学制度の特例としての**新たな制度的枠組み(特定研究大学制度(仮称))**を構築し、大学ファンドからの支援を含め政府による財政的支援、規制緩和等を集中的に行うことが必要。また、国として適切な関与を行うための**アドバイザリーボード**の設置が必要。
- ✓ また大学の自律性・自由裁量を高める観点から、教育研究組織の改廃手続きの緩和、**国大法人における基金制度の構築**、既存評価の削減、債券等による自己資金調達機能の拡充等が必要。
- ✓ **国立大学法人については、合議体のガバナンスを可能とする法制度を導入するための法改正**が必要。※公立大学法人は改正の必要性を要検討。

⇒**具体の制度改正内容については別途、関係省庁において検討を進め、本専門調査会の最終報告に反映。**

4. 今後の検討予定

- 大学ファンドによる**世界と伍する研究大学、博士学生支援の要件、支援の在り方等**について検討を行い、3. の**具体の制度改正内容と併せて、本年末に最終とりまとめを行う**予定。

財政制度等審議会 財政投融资分科会

大学ファンドについて

国立研究開発法人科学技術振興機構

令和3年11月9日

内閣府 文部科学省

大学ファンドの制度設計について

運用の仕組み

■「物価上昇率（1.38%）+ 支出目標率3%以上」の運用を目標

- 運用元本は、政府出資金（資本）と財政融資資金（負債）
（※順次、財投機関債を発行し、大学からの資金拠出の在り方を検討）
- 政府出資金は事業の基礎的財産/リスクバッファの性格
（運用当初の自己資本比率11.1%は、支出目標率3%に対応した最小限の比率）
- 運用益の一部を資本として積み上げ、上記運用目標を確実に達成できる自己資本を形成

■世界標準の長期・国際分散投資の実行

- 長期、国際分散投資を徹底（国内外の成長を確実に取り込み）
 - 投資規律の遵守（リバランスの適切な実行）
- ⇒ 上記運用の実現により、中長期的に、「支援」と「財務健全性」を両立可能

大学支援の仕組み

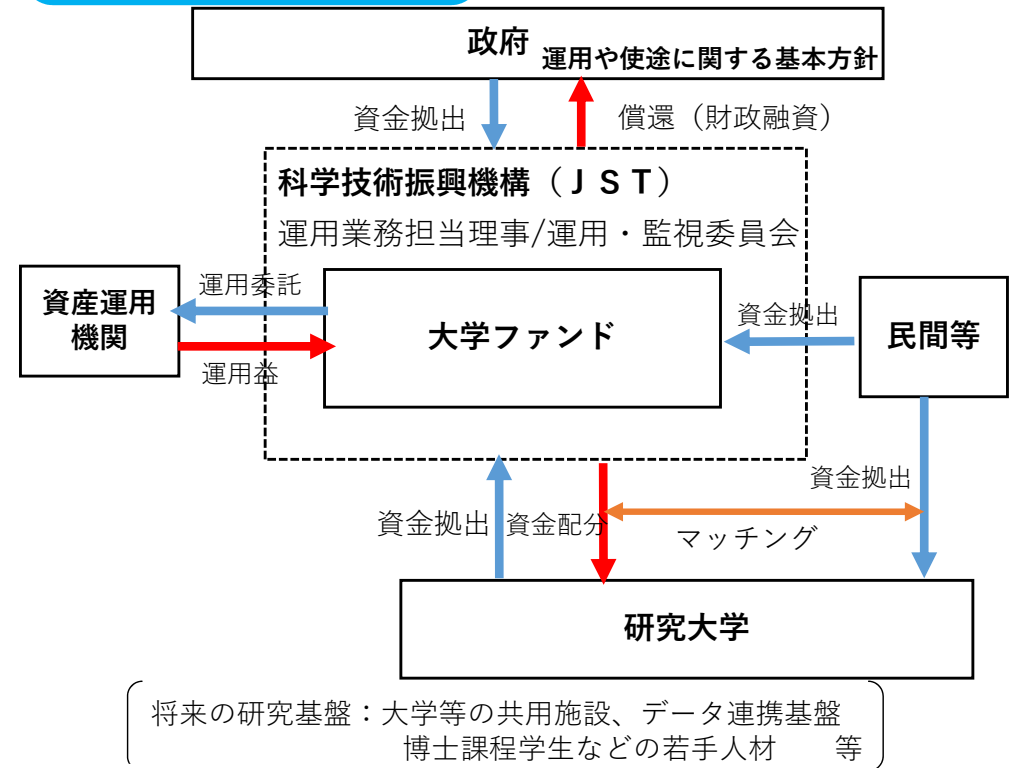
■「事業成長3%」と「大学固有基金の造成・運用」を目指す

- 運用益による支援（事業成長3%実現のため、大学の外部資金獲得額とのマッチング等を導入予定）
- 大学からの資金拠出のあり方は検討中、大学固有基金の造成を促進
- 支援大学の要件等は、専門調査会で議論（支援数は真に限定）

■大学への長期的・安定的支援の実現

- 市場の変動に備えショック時でも安定的な支援のため、運用益を積立支援バッファを構築（当面3,000億円×2年分）
- 毎年度支援額は、運用状況と支援ニーズ等も踏まえ、政府の会議体で決定

スキーム



償還確実性

■リターンを着実に得て、償還期には一定の割合の資本を保持しつつ、元本から確実に償還

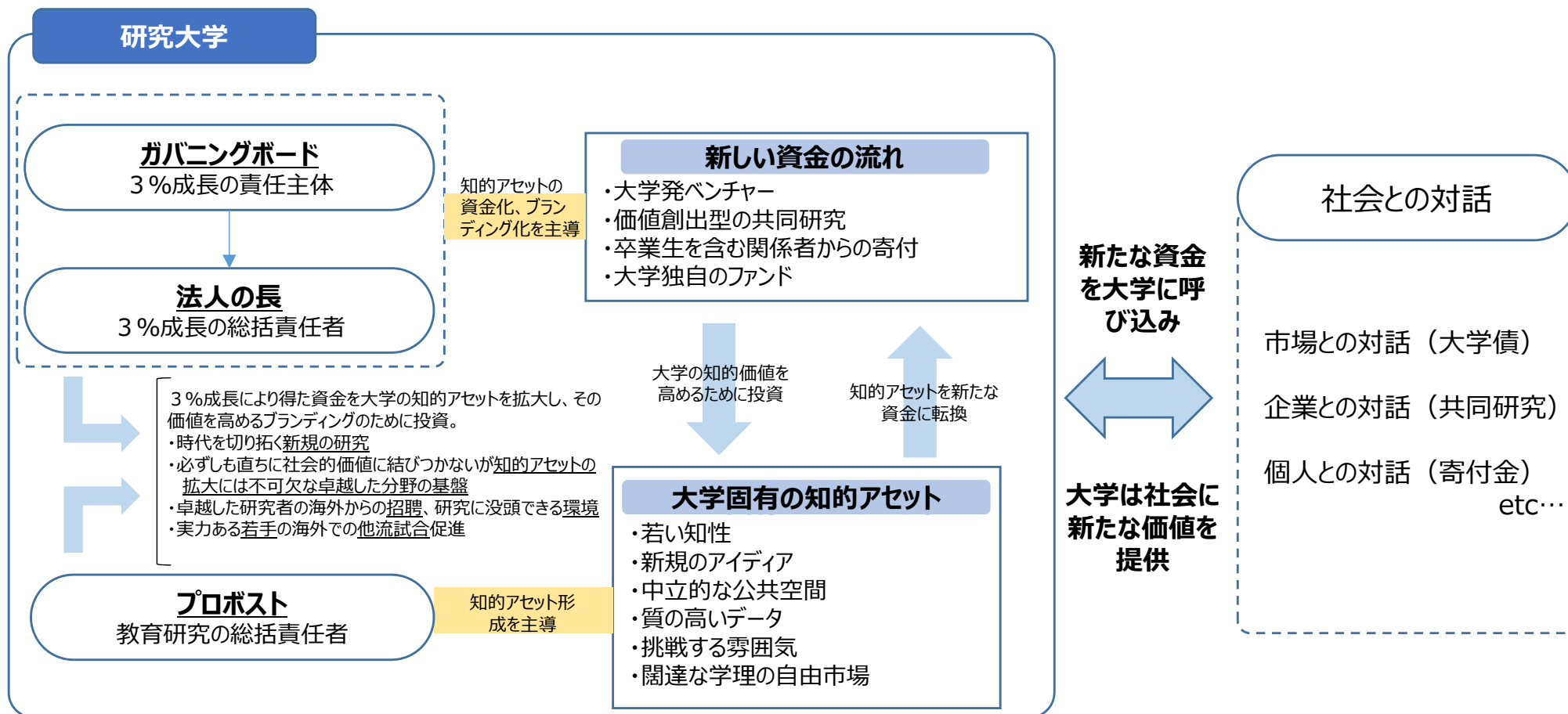
- 長期運用、国際分散投資、投資規律の徹底
- 運用益の一部を内部留保し、中長期的には自己資本のみで大きな市場変動を吸収可能な水準を目指す

■リスク管理・モニタリングに万全を期す

- JSTに、世界標準のリスク管理を行う体制を構築
- 複層的にモニタリングを行い資産評価額が財政融資資金残高を下回った場合や年度初来の総合収益率が -1σ 時には報告
- ネットの実現損失が資本金相当額を超過する状況が継続した場合、事業見直しの判断

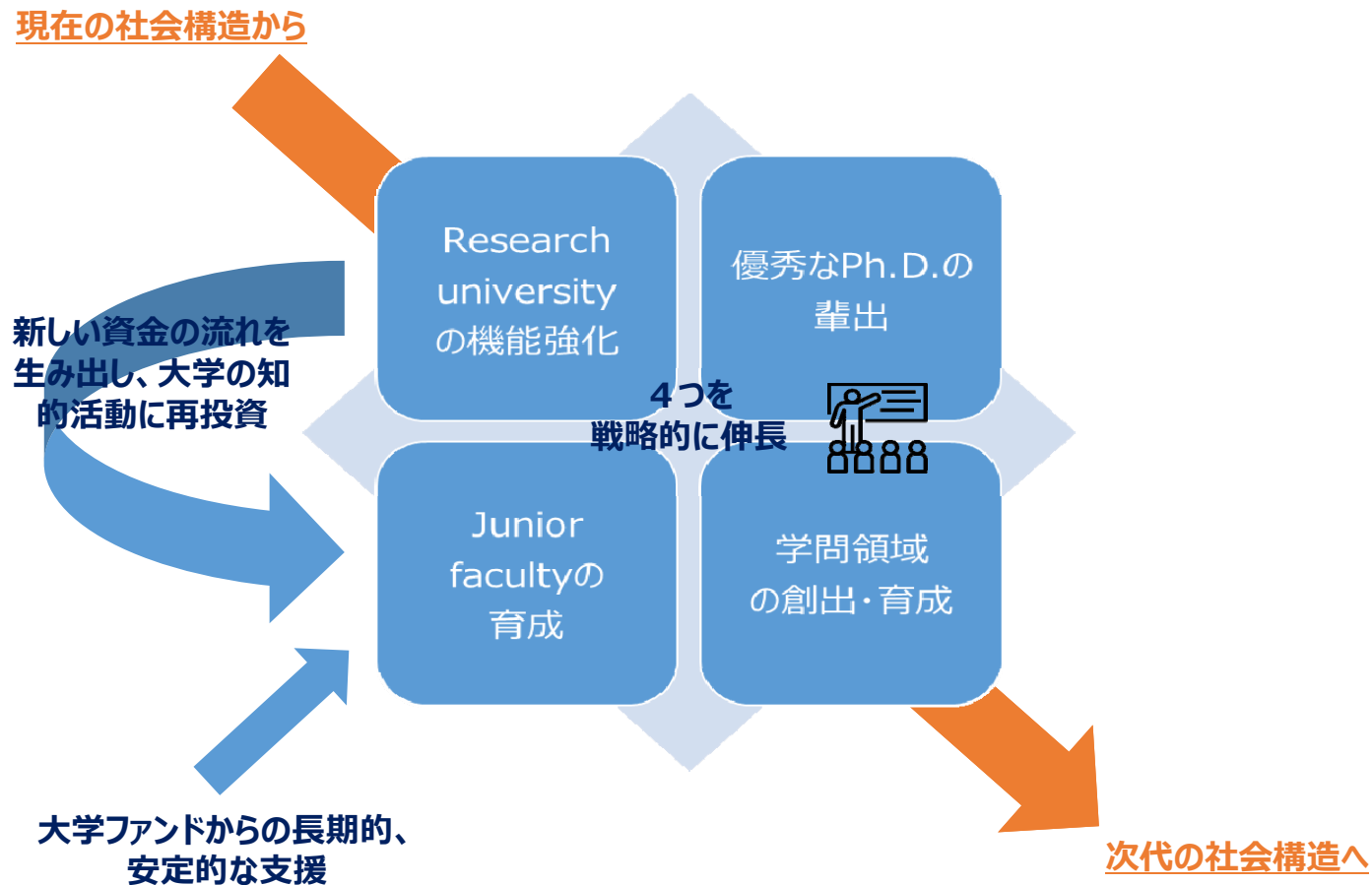
新しい資金の流れと研究基盤の形成

- 欧米の研究大学はこの15年で事業規模を大きく拡大（スタンフォード大学の事業規模は今や東大の3倍）。
- 我が国の研究大学がこれらの大学と伍するためには、**長期的視野に立って大学の事業収入を拡大することが必要**。
- 具体的には大学ファンド支援対象大学は年3%の事業収入の拡大にコミット。
- そのためには、**大学固有の知的アセット**（若い知性、新規のアイデア、中立的な公共空間、質の高いデータ、挑戦する雰囲気、闊達な学理の自由市場）を適切にプライシングし、**大学発ベンチャー、価値創出型の共同研究、卒業生を含む関係者からの寄付、大学独自のファンドの拡充などが確実に行われる仕組み**が必要。
- このように研究大学が高い学術研究水準を活かして現在の産業構造において社会的価値を創出し、**新しい資金の流れを作り**、その中で次代を切り拓く、これまで全く思いもつかなかった**新しいアイデアの研究や若手研究者、博士課程学生などの支援、日は当たらないけれども大学の知的アセットの充実のためには欠かせない分野の基盤の形成**などに投じるという「**両利きの経営**」は大学の公共性にとっても重要。

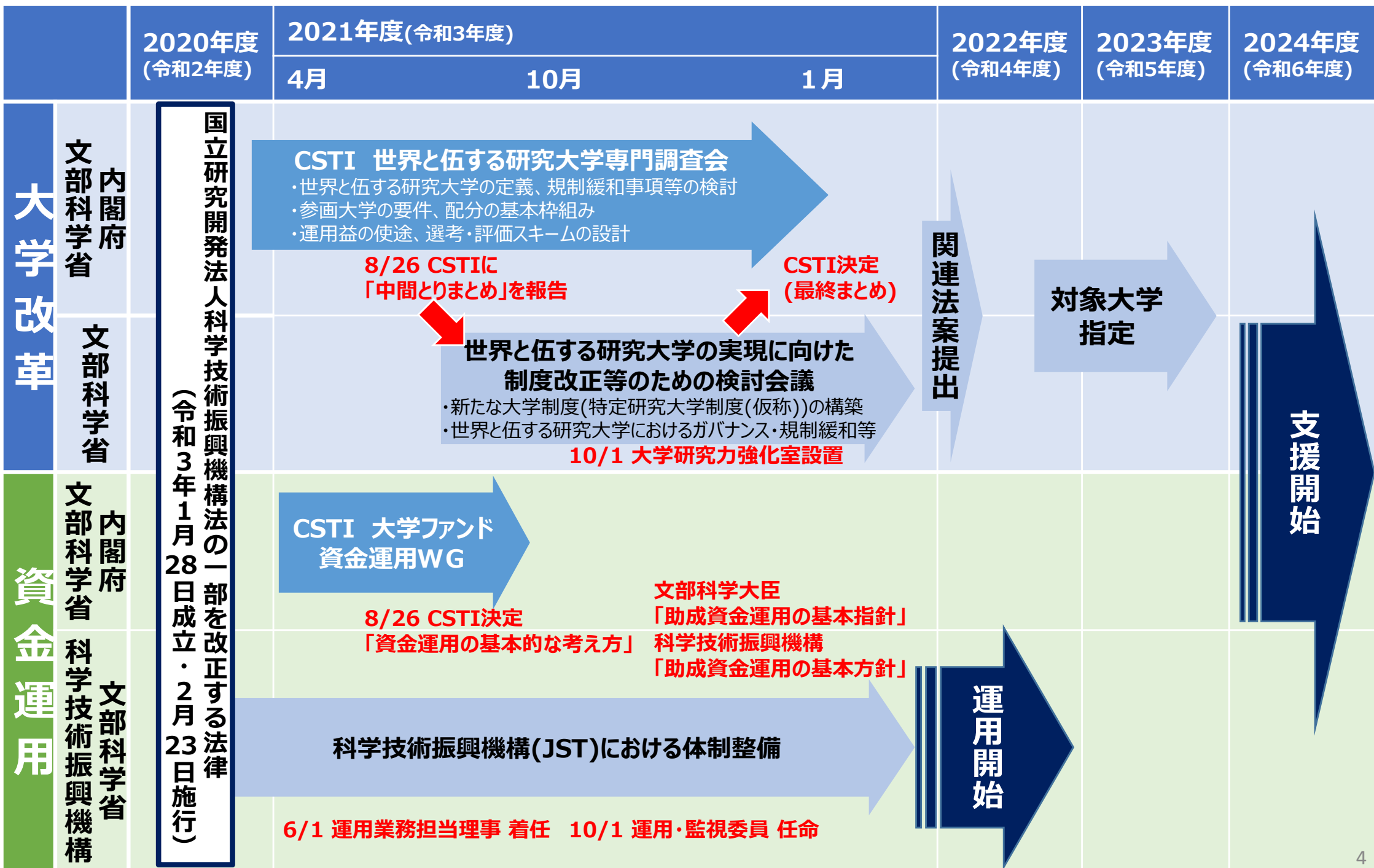


大学ファンドにより実現を目指す大学像

- 世界トップクラスの研究者が集まり活躍できる環境を作るための研究大学としての機能を強化し、優秀な博士人材を輩出するとともに、若手研究者の育成を通して、強い学問領域を創出・育成。
- 国内外の若手研究者が「ここで研究したい」と強く思う魅力的な研究環境を持ち、彼らがやる気に満ち溢れて活躍出来る場を提供する、いわば我が国の大学全体としての研究力向上を牽引する大学となること。
- 社会的価値の創出に繋がることを念頭において、起業家の輩出・育成や、エマージングテクノロジーへの果敢な挑戦を通じた新たな成長分野の創出、さらにはカーボンニュートラル、DXといったグローバル課題解決への貢献など、次代の社会構造への転換に向けて大胆なビジョンを描き、社会の多様な主体と常に対話しながら、活動を展開すること。



大学ファンド創設に関するこれまでの進捗と今後のスケジュール



運用・監視委員会 (2021年10月1日任命)

運用・監視委員会 委員5名 (五十音順・敬称略) ※文部科学大臣任命

うすき まさはる

臼杵 政治

名古屋市立大学大学院経済学研究科 教授

さとう ひさえ

佐藤 久恵

学校法人国際基督教大学 理事

ランディス ジマーマン

Landis Zimmerman

前 ハワード・ヒューズ医学研究所 副所長 兼 CIO

なかそ ひろし

中曾 宏

株式会社大和総研 理事長 / 元日銀副総裁

まるやま たくえい

丸山 琢永

PwCあらた有限責任監査法人 執行役常務 パートナー
兼 PwCビジネスアシュアランス合同会社代表執行役COO

(参考) 国立研究開発法人科学技術振興機構法 (抄)

(運用・監視委員会の設置及び権限)

- 第20条 機構に、寄託金運用業務等の適正な運営を図るため、運用・監視委員会を置く。
- 2 第1号から第3号までに掲げるもののうち寄託金運用業務等に関する事項及び第4号に掲げるものについては、運用・監視委員会の議を経なければならない。
- 一 通則法第28条第1項に規定する業務方法書
 - 二 通則法第35条の5第1項に規定する中長期計画
 - 三 通則法第35条の8において準用する通則法第31条第1項に規定する年度計画
 - 四 第29条第1項に規定する基本方針
- 3 運用・監視委員会は、寄託金運用業務等の実施状況を監視する。
- 4 運用・監視委員会は、前2項に定めるもののほか、寄託金運用業務等に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

運用・監視委員会	
人数及び構成	5人以内 i 経済、金融に関する学識経験又は実務経験を有する者 ii 資産運用に関する学識経験又は実務経験を有する者 iii 経営管理に関する学識経験又は実務経験を有する者
任期	2年間 (再任可)